

(続紙 1)

京都大学	博士 (地球環境学)	氏名	金 小瑛
論文題目	Economic Analysis of EPR Policy in South Korea (韓国の拡大生産者責任政策の経済分析)		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、循環型社会を形成する上で重要な費用負担原理である拡大生産者責任(以下EPR)についてその経済理論的根拠、目的及び限界を議論し、その実際を韓国の事例研究で検証したもので、7章から構成される。</p> <p>第1章では、研究目的と課題を論じている。研究目的は、EPRの理論と実際の相違点を韓国の事例をもって議論し韓国EPRの実際の機能と限界を示すことを述べ、リサーチクエスションとして、①EPRの理論と韓国のEPR政策との相違点を明らかにすること、②韓国におけるEPR政策の環境成果を検証すること、③EPR政策がもたらした社会費用便益の変化を検証することの3つを提示した。</p> <p>第2章はOECDと経済学の議論におけるEPRの規範的根拠と目的を論じた上で、韓国のEPR政策の特徴を明らかにした。すなわち、経済学の議論におけるEPRの目的は廃棄物の発生抑制で、OECDのEPRは環境配慮設計による廃棄物削減で必ずしも廃棄物の発生を予防するようなものではない。韓国EPR政策はリサイクル促進の側面が強く環境配慮設計を促す政策手段が欠けていることを示した。</p> <p>第3章は5つの電子機器においてEPR政策による再活用率を推計した。その結果、特に2006年以降冷蔵庫以外の品目で若干の増加が見られた。この章では小幅ではあるがEPR政策のリサイクル促進によって廃棄物発生量が削減されたことが示された。</p> <p>第4章は金属缶の再活用率を推計した上で、EPR政策への変更に伴って便益や費用が誰に帰着したのかを帰着費用便益分析を用いて分析した。この結果、EPR政策への変更の結果、再活用量・率ともに減少したことが分かった。その理由は、EPR政策以降再活用実績の買取単価の高いアルミニウム缶の消費量が以前より増加したため、生産者は再活用量を以前より減少させ費用負担の増加を抑えているからである。さらに、EPRへの制度変更は、生産者の費用負担や責任の拡大は伴わず、埋立地節約を含む社会便益が減少したことも明らかにした。</p> <p>第5章は有害性の高い中古パソコンモニタの輸出に関し、EPR政策と同時に導入された輸出促進政策が、輸出率、輸出先及び輸出による韓国社会に及ぼした費用便益を、帰着費用分析を用いて分析した。その結果、国内リサイクルと比べ輸出によって生産者、輸出業者、政府に純便益が生じていることを明らかにした。また、輸出によって有害廃棄物のリサイクルや処理に伴う外部不経済が外国に拡散している可能性が示唆された。</p> <p>第6章は、第2章のEPR理論分析に照らし第3～5章の事例研究の検証結果を総合的に考察した。この結果、韓国のEPR政策は、リサイクル促進を重視するものの、EPRにとって欠かせない特徴である環境配慮設計が弱い制度設計となっており、リサイクル義務量を上昇させず、輸出を促進した結果、実際にも生産者の費用負担は減少しており、廃棄物に対する実質上の生産者の経済的責任は拡大されていない可能性が示唆された。</p> <p>第7章では、結論として、本論文で明らかにした点を要約し、今後の課題をまとめている。</p>			

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

大量生産・大量消費は、大量廃棄とそれに伴う環境汚染や処理・処分地の立地の困難などの社会問題を引き起こしてきた。この問題を解消するためには、大量生産・大量消費を前提とした末端処理ではなく、発生抑制が必要と認識されるようになった。そこで、生産者にもより大きな責任と費用負担を求める声が高まってきた。

そこでOECDは、欧州等の経験をもとに、拡大生産者責任（EPR）を生産者の費用負担によるリサイクルの促進と、環境配慮型製品設計を促す政策として定義した。そして加盟国にこれを原則とした政策を導入することを勧めてきた。

韓国は、1990年代には廃棄物の埋立処分地の不足と、それに伴う新たな処理・処分地をめぐる紛争に直面し、廃棄物預託金制度を導入した。ところが、1997年以降の経済危機に直面し、生産者は経済負担の重さを理由に、その撤廃を要求した。

この2つの相反する要求を同時に満たす政策として、韓国政府は、預託金という価格政策に代えて、生産者に生産量の一定割合のリサイクルを義務づける拡大生産者責任政策（EPR政策）を2003年に導入した。そして、リサイクル比率や対象品目を徐々に拡大し、一部の使用済み製品の輸出を促進することで、処分量の削減を期待した。しかし、廃棄物の発生量や埋立処分量が公的な統計として定量的に把握されていないことも相俟って、韓国国内でも国際的にも、EPR政策への変更の効果に関する定量的な分析は、ほとんど行われてこなかった。

本論文は、こうした経緯に基づいて導入されたEPR政策が、廃棄物預託金制度と比較して誰にどのような効果をもたらしたかを、廃棄物発生量とそのEPR政策による削減量を推計し、費用便益帰着分析を行うことで明らかにしたものである。

本論文の学術的な意義は、以下の3点に要約することができる。

第1に、韓国では、OECDが定義したEPRを、韓国の文脈に合致するように、生産者の一定の費用負担による大量リサイクルと理解して導入したことを明らかにした。この結果、韓国のEPR政策では、OECDが目的とした環境配慮型製品設計に向けた生産者の行動変化を促す誘因は制度化されなかったことも明らかにした。

第2に、金属缶を対象に、預託金制度からEPR政策への変更によるリサイクル率の変化、及び社会全体及び関係する主体ごとの費用便益の変化を推計したことである。金属缶をアルミ缶とスチール缶に分けて分析することで、価格の高いアルミ缶のリサイクルが増えた結果金属缶のリサイクル率自体はあまり変化しなかったこと、生産者の費用負担があまり低下しなかったことを同時に明らかにした。

第3に、コンピュータモニタを対象に、EPR政策の下での使用済み製品の輸出が社会全体及び関係する主体ごとの費用便益の変化を推計したことで、ベトナムへの輸出が韓国の生産者及び社会全体の費用を削減したことを明らかにした。

このように、本論文は、排出量やリサイクル量を独自に推計し、費用便益帰着分析を行うことで、韓国で導入したEPR政策が、必ずしもOECDがEPR原則を設けて目指した発生抑制効果をもたらしておらず、発生抑制を推進するには、制度の抜本的改革が不可欠であることを示した。そして、この点において、本論文は、地球環境学の発展に一定の独自の貢献があり、博士（地球環境学）の学位論文に値するものと認める。平成27年2月10日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

